

が不要な「書かない窓口」が どの手続きで、申請書の記入 う住民票や印鑑証明書発行な 階と指江支所1階の窓口で行 始まります。

が軽減されます。 間の短縮と届出書記入の負担 署名をすることで手続きがで きるため、手続きにかかる時 員が作成した届出書を確認し、 窓口に来られたときに、 職

対象となる手続きは次のと

取りや手数料の支払い方法は 対象を拡大していきます。 おりで、ほかの手続きも随時 申請後の証明書などの受け

変わりませんので、ご注意く

詳しくは問い合わせくださ

〇対象となる手続き 録証明書、戸籍謄抄本な 住民票の写しや印鑑登

ど各種証明書の発行

問い合わせ先

役場町民保健課戸籍住民係

☎ (86) 1157 [直通]



完成した申請書などの内容を確認し 署名をするだけで申請ができます。



本人確認書類を提示し、質問事項に答え (1) るだけで、職員が申請書などを作成します。

書かない窓口の申請方法(イメージ)

3月24日から、役場本所1